

キャンプ桑江北側返還跡地の土壌汚染に関する意見書

キャンプ桑江北側返還跡地の土壌汚染に関する意見書

去る11月13日付で公表された、キャンプ桑江返還跡地における土壌調査結果によると、環境基準値を超えた特定有害物質が検出されたことが明らかになった。

砒素、鉛、六価クロム等の有害物質に汚染された土壌（約680?）、油分が混入した土壌（約62,000?）があるとされ、さらに、工作物の中から、PCBが使用されている疑いのある蛍光灯の安定器338個が回収された事は大変な驚きである。また、機関銃弾も2箇所から発見された。

この事は、北谷町民を始め、県民に大変大きな衝撃と不安を与えた。

防衛施設局の調査結果については、その都度概要報告がなされるべきであるが、北谷町当局や、地権者が知る前に、マスコミの報道が先んじた事は、地元に対する配慮が足りない。

日米地位協定第4条により、返還跡地についての原状回復義務は米軍側になく、我々国民の血税で処理される事について怒りを覚える。

本来なら土地を使用している米軍側が、返還後の土地利用に支障がないように、速やかに問題解決を図るべきである。

また、土壌汚染地域と隣接したところに徳川や奈留川の水系があり、水質汚染の心配もある事から、これら河川の水質調査も徹底して行うべきである。

よって、本町議会は、一日も早く地権者による安全で早期に土地利用が図れるよう、併せて利益を損なう事がないよう、汚染土壌や有害物質等の処理について、速やかに且つ適切に処理するよう下記の事項について強く求めるものである。

記

- 1 原状回復及び環境浄化を速やかに行うこと。
- 2 土地の引渡しの遅延及び土壌汚染に起因する損失があれば、地権者への補償を行うこと。
- 3 磁気探査を徹底的に行い、不発弾等の完全撤去を行うこと。
- 4 徳川及び奈留川水系の水質調査を行うこと。
- 5 日米地位協定の抜本的改定に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年11月26日

沖縄県中頭郡北谷町議会